

施設間連携に関する包括連携協定書の一部変更に係る協定書(第1回)

龍ヶ崎市(以下「甲」という。)と株式会社ワールドインテック パークマネジメント事業本部(以下「乙」という。)が締結した令和3年3月30日付け施設間連携に関する包括連携協定書(以下「原協定書」という。)について、原協定書第4条に基づき、その内容の一部を次のとおり変更する。

1. 原協定書第2条を次のとおり改める。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 利用者の増加及び満足度の向上に関する事
- (2) イベント等の情報発信及びPRに関する事
- (3) 物産品等の相互販売に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

本協定書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地
茨城県龍ヶ崎市
龍ヶ崎市長 萩原 勇

乙 東京都港区東新橋 2 丁目 14 番地1
NBFコモディオ汐留4階
株式会社ワールドインテック
パークマネジメント事業本部
事業本部長 高井 裕二